

事 業 委 員 会

平成23年12月13日(火)

## 事業委員会

日 時 平成23年12月13日（火）午前10時00分開会—午前10時32分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 鍛冶委員長、小川副委員長、出口、竹内、竹原、豊国、和田  
川端議長、道工監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、田島、反保、奥野、辻下

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、白井総務企画部長兼財政改革部長、  
中村総務企画部理事兼直轄理事兼財政改革部理事、  
末原都市整備部長、南都市整備部水道事業理事、  
木下都市整備部副理事兼建築課長（PFI総括）、  
家永都市整備部副理事兼建築課長、吉田都市整備部副理事兼二国推進課長、  
梶本都市整備部副理事兼土木下水道課長、鶴久森土木下水道課長代理、  
大野都市整備部水道課長代理、河合都市整備部産業振興課長、  
西まちづくり戦略室企業誘致担当課長、  
福吉都市整備部土木下水道課兼二国推進課参事、多賀井土木下水道課長代理、  
前二国推進課長代理、中谷土木下水道課主幹、  
四至本財政改革部副理事兼行革推進課長

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

鍛冶委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから事業委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、全員出席です。理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより事業委員会を開きます。

携帯電話は電源をお切りするか、マナーモードにお願いします。

理事者側からの報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。  
よろしくをお願いします。

12月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者側の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件については、担当課から説明を求めます。

吉田都市整備部副理事兼二国推進課長 資料の1ページをご参照願います。

まず始めに、歳入についてご説明します。諸収入、受託事業収入の土木受託事業収入ですが、今回528万9,000円を補正計上するものです。

補正予算の内容は、本年度から淡輪ランプ以南の用地買収事務を本格的に行っております。国から本町への用地買収5億円の受託を受けておりますが、用地境界確定が進み、さらに2億8,700万円の受託増を見込んでおります。合計7億8,700万円の見込みであり、この受託に伴い、受託収入額を増額するものです。

その受託収入528万9,000円は、第二阪和国道用地取得促進費の事務費として56万円、同じく用地取得促進費の人件費3名分に254万7,000円、また都市計画総務費の人件費に218万2,000円を充当するものでございます。

河合都市整備部産業振興課長 続きまして、20、諸収入、4、受託事業収入、漁港整備受託事業収入としまして73万円を補正計上するものでございます。内容としましては、大阪府から受託事業収入として受けるものです。

工事の詳細については歳出でご説明させていただきます。当委員会付託分として、計601万9,000円を補正計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。資料の2ページをご参照ください。

6、農林水産業費、2、林業水産業費、漁業施設改修工事で73万円を補正するものです。

内容としましては、深日漁港ふれあい整備事業として4ページの参考資料の黒で示した箇所を整備するものであります。黒でお示しの土地は凹凸であり、今後、イベント等に活用するには支障があり、約8,216平米を整備するものであります。

事業費については、大阪府と岬町の間で平成23年10月19日に覚書及び平成23年10月21日に工事委託契約書を交わし、契約内容として大阪府が全額負担するものであります。

梶本都市整備部副理事兼土木下水道課長 続きまして、8、土木費、4、都市計画費、下水道事業特別会計繰出金としまして308万5,000円の減額補正を行うものです。

内容につきましては、下水道事業特別会計における職員の異動及び給料等の減額並びに地方債の利子償還金の財源調整を行うものです。

吉田都市整備部副理事兼二国推進課長 次に、同じく都市計画費の第二阪和国道用地取得費ですが、今回56万円を補正計上するものです。

補正予算の内容は、淡輪ランプ以南の用地買収事務に伴う特別旅費、需用費、備品購入費を計上するものです。

なお、受託収入充当に伴う人件費につきましては、総務文教委員会において審議されると聞いております。

家永都市整備部副理事兼建築課長 続きまして、3ページをご参照ください。

同じく8、土木費でございます。5、住宅費、公営住宅維持補修費としまして、公営住宅改修工事費400万円を増額補正するものでございます。

内容としましては、平成24年4月から多奈川小学校内に多奈川保育所が移設されることに伴い、子育て世帯への住宅供給を促進するため、平野北住宅の空き家5戸の改修を追加で実施するものでございます。

この補正により、当初予算で計上しておりました空き家4戸の改修、これは小田平、平野北住宅とも2戸ずつですが、これらと合わせ9戸の空き家改修を行い、今年度は9戸すべての入居募集を行う予定としております。

なお、東日本大震災等の被災者用に町営住宅4戸を提供しておりましたが、現在まで申し込みがないことから、11月30日をもって提供は取りやめることとしております。

続きまして、同じく公営住宅管理費としまして、弁護士委託料33万円を補正計上するものでございます。

内容としましては、町営住宅入居者の家賃滞納者のうち、再三の督促等に応じず家賃を支払う意思が全く認められない滞納者1名につきまして、町営住宅の明け渡し等を求めて提訴するための弁護士委託料のうち着手金でございます。

本件につきましては、提訴後、相手方が明け渡しに応じない場合、最終的には本訴訟の中で強制執行を申し立てることになり、明け渡しをしていただくこととなります。

なお、昨年12月議会におきまして滞納家賃の支払督促の申し立てに係る費用の補正に伴い、町長の専決処分事項といたしまして「町営住宅の滞納家賃の納入及び住宅の明け渡し請求に係る訴えの提起、和解及び調定に関する事」の議決をいただいております。

このため、本議会では予算に関してご審議をいただくものでございますが、専決処分したことにつきましては3月議会で改めてご報告させていただきます。

以上、当委員会付託分としまして253万5,000円を補正計上するものでございます。

鍛冶委員長 ただいま、理事者の説明が終わりました。

これにつきまして、質疑に入ります。質疑ございますか。

和田委員 1ページの、この第二阪和国道用地の人件費、普通、人件費いうたら当初予算でするものだと思うんですけど、土木受託事業という直近の話になるからわかりませんが、人件費というのは、現在、庁内で例えば職員している人か、その点もうちょっと詳細に、何名分になるのか、人件費254万7,000円を都市計画総務費人件費218万円、これは何名分のものかお聞きしたいのと、深日漁港の整備ですけど、いろいろな整備というんですか、その整備のことやろうと思うんですけども、あとの契約とか何か言っていました、それは建物建てた契約なのか、その点と、2点願います。

鍛冶委員長 和田委員の今の質問、まず1点目、吉田課長お願いします。

吉田都市整備部副理事兼二国推進課長 現在、浪速国道事務所から5億円分の用地買収の委託を受けており、その事務費が1,350万6,000円。さらに事務が進んでまいりまして、2億8,700万円の追加の用地買収を求められ、それを受託しているものですが、当初、用地買収専任に1名を充て、用地交渉等に行くときは複数で原則的に行っており、それは従前からの職員でやりくりをして用地買収事務をやっておりましたが、積極的に買収事務をさらに進めていくという観点から専任の職員に加えて嘱託職員3名増員して、2班の体

制を組んで用地買収を積極的に進めていくという形で嘱託職員3名の分。

それと、都市計画総務費の方で2名分といいますのは、現在、私ともう1人、2名従前から職員おります。我々も用地買収の事務を一緒にやっているものですから、受託の事務費を我々従前からやっている職員の経費に充当させるというものでございます。

鍛冶委員長 続いて、2点目の深日の件。河合課長。

河合都市整備部産業課長 この契約については、土地の整備工事のみであります。

和田委員 そうですか。私、整備と聞いた後で計画とか何か言うてたので、何か建物とか建てるんかと思ひまして。そうですか、土地の整備だけですか。結構です。

鍛冶委員長 ほかに質問。

出口委員 3ページの、先ほども説明あったのですが、公営住宅管理費の中で弁護士委託料が33万円という形になって、1名の方が家賃の滞納ということで、この費用にかかるのが33万円という話ですが。滞納の期間と滞納金額、どれぐらいの内容で、詳細ちょっと教えていただいていたいいですか。

家永都市整備部副理事兼建築課長 この滞納者についてですが、滞納額、これにつきましては過年分で35万3,670円、現年分としまして、今年度の分ですが、12月まで見込みで算定しますと1万7,100円、合計で37万770円となります。

滞納している期間ですが、平成3年度、それから平成12年度から平成22年度、それと今年度になりまして、延べで143カ月分となります。

出口委員 内容聞かせてもらったんですけど、これまでに行政は家賃の回収に当たるのに、どういう鋭意努力をされたかというのをちょっとご説明願います。

家永都市整備部副理事兼建築課長 家賃の滞納に対する対応でございますが、平成16年度滞納に関する整理フローというものを作成いたしております。それに基づきまして、平成17年度から正式に着手しているところでございます。

滞納者への対応の方法としましては、督促状を出して、あと戸別訪問なり電話等で督促をさせていただいているところで、こういったことの繰り返しになるのですが、かなり対応させていただいていると考えております。

その結果、昨年度まで、平成16年度の滞納額につきましても、おおむね3分の1程度効果額があったということで、かなり対応させていただいていると考えております。

ただ、この方につきましては、平成16年度に滞納整理フローを作成したということで、平成17年9月に分納を誓約していただいております。しかしながら、支払いのほうには

応じていただけていない。

また、平成21年につきましても再度分納という形で誓約をとっておりますが、これについても全く応じていただけなかった。

それと、昨年(2010年)の12月、支払督促ということで、簡易な手続きですが、対象者10名ということで予算計上させていただいた件でございますが、その支払督促ということをお話ししながら家賃の滞納についてお話しさせていただいた折も、ほかの9名の方は特命対策課の動きもありまして応じていただいております。

応じていただいたといいますが、スムーズにいつているというところはないのですけれども、この1名の方につきましては、そのときも応じていただけていないということで今回提訴という形で対応させていただきたいと考えています。

出口委員 今の家永課長の説明で、平成16年には一度請求を出したという形で動きがあったんですけども、最初の説明では平成3年から滞納が143カ月分続いているという形の中で、平成3年あたりの家賃の滞納に関しては時効ではないんですか。

それと同時に、平成3年からずっと毎年、最低1回は督促の請求を出したのか、その辺、時効に関することもまた関連してくるのではないかと思います、その辺はどうですか。

家永都市整備部副理事兼建築課長 平成3年度の滞納分については、20年ほど前のこととなります。それと、平成4年度から11年度まではお支払いいただいていた。

続いて、平成12年から22年度まで引き続き滞納という形になっているのですが、過去分納誓約をとらせていただいたときも、平成3年度分を計上してお支払いしていただくということで書面を交わしております。

弁護士相談もいたしておりますが、それについては有効だということで、この額も対象ですので現在の対応をしています。

出口委員 できましたら、これ弁護士費用33万円と、それと同時に家賃の滞納が37万770円ですか、そういう形で、実際そういう裁判も必要ではあるかと思うんですけども、それが逆に裁判するから、それがまた回収不能であった場合、逆に倍の額がかかってまいりますな。回収ができればいいけれども。最終的に強制執行するというような形でおっしゃられたんですけども、やはり人権として、最低はやっぱり生活保障は当然本人の権利ももらえますので、その辺もよく考えて対応に当たってほしいと思います。

家永都市整備部副理事兼建築課長 先ほどの出口委員のご要望のお話いただいたところですが、この方についてももう少し補足説明をさせていただければと思います。

この方につきましては、なるほど団地のほうに住民票を置かれて住んでおられるということですが、現実には、遠いところに仕事に行くということが多くて、ほとんどおられないというような状況も確認できております。

また、支払督促の申し立てですね、泉佐野の簡易裁判所のほうに支払督促を申立させていただきましたが、その折も申立書につきましては、なかなか届かなかった。届いていて見ていないのか、いなかったから見ていないのか、この辺については、はっきりとしたことは言えないのですけれども、通常、この申し立てにつきましては、通常送達という形で普通に送付します。

それで何らかの対応がない場合は休日送達という形で、送付します。それについても受け取らなかったということで、最終的には付郵便送達ということで、実際には開けたよと、着いて開けたというような形で裁判所が送るのですが、この辺の手続を見ましても、なかなか住宅のほうにおられないというようなことも考えられますので、実際、住宅に困るのであれば、我々の指導にも対応していただけるのかなと思うのですけれども、若干そういう部分がございますので、訴訟のほうに踏み切っております。ご理解をお願いします。

竹内委員 2ページの深日の漁港の整備、整地工事なんですけど、ちょっと聞き漏らしたんですけれども8, 216平米、これに対して整備料が73万円という議論なんですけれども、どのような整備をするのか。

河合都市整備部産業振興課長 工事内容としましては、ブルドーザーで整地ということとなっております。

竹内委員 そうしたら、4ページの参考資料の黒いところを整地していると、これが8,000平米あるんですけれども、ことしの10月30日のイベントを開いたときにはもう既にここは駐車場で整備されていたような気がするんですけど、その辺どうですか。

河合都市整備部産業振興課長 確かに、おっしゃるとおり10月30日に深日の漁港ふれあいフェスタ開催に当たり凹凸があるところだけ仮整備しました。

本工事については、この補正が認められましたら早急に整備工事にかかりたいと思っております。

竹内委員 それではもう一つですけれども、ここは整備とって、アスファルト等何か敷くんですか。ただ、ブルでならずだけなのかどうなのか。

河合都市整備部産業振興課長 ブルドーザーでならずだけであります。

鍛冶委員長 ほかに質疑。



(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 他にないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 ないようですので、続いて採決を行います。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第3次)」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

鍛冶委員長 満場一致でございます。

よって、議案第78号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続きまして、議案第80号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

梶本都市整備部副理事兼土木下水道課長 委員会資料5ページをご参照ください。

平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

歳入ですが、1、繰入金、1、一般会計繰入金としまして308万5,000円の減額補正を行うものです。

内容につきましては、下水道事業特別会計における人事異動に伴う給料等の減額並びに地方債利子償還金の財源調整を行うものでございます。

続きまして、6ページをご参照ください。

歳出ですが、1、総務費、1、下水道総務費、一般管理費としまして291万9,000円の減額補正を行うものです。

内容につきましては、職員の異動及び給料等の減額によるものです。

続きまして、2、事業費、1、下水道事業費、公共下水道事業費人件費としまして16万6,000円の減額補正を行うものです。

内容につきましては、職員の給料等の減額によるものです。

続きまして、3、公債費、地方債利子償還金につきましては、上段の一般管理費の減額に伴う財源調整です。一般管理費等の人件費の減額にかかります291万9,000円の

財源は、当初、その他特定財源としておりましたが、減額により291万9,000円の  
充当先を地方債利子償還金とすることに伴い、地方債利子償還金の一般財源を減額し、そ  
の他特定財源とするものです。

鍛冶委員長 今回の説明につきまして、質問を受けます。

質疑、ございませんか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 ないようですので、続いて採決を行います。

議案第80号「平成23年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)」の件につい  
て、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

鍛冶委員長 満場一致でございます。

よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

議案第84号「平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件」を議題といた  
します。

本件について、担当課から説明を求めます。

南都市整備部水道事業理事 平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)の件についてご説  
明します。

委員会資料の7ページをごらんください。

収益的支出ですが、2、事業費、1、営業費用、3、総係費、人件費といたしまして8  
4万3,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、人事異動に伴う人件費を増額するものです。

次に、4、孝子浄水場人件費として9万2,000円の減額補正を行うものです。

内容としては、給料のカットに伴い人件費を減額するものです。

次に、資本的支出ですが、4、資本的支出、1、建設改良費、1、配水管整備事業費と  
いたしまして854万8,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、人事異動に伴う人件費を1名分減額するものです。

当委員会付託分の合計といたしまして779万7,000円の減額でございます。

鍛冶委員長 今回の質問に対しまして、質疑を行います。

和田委員 人事異動でこうなったという説明でありますけれど、もうちょっと詳細に。どこからどこへかわったとか、そんなこと。

南都市整備部水道事業理事 まず、収益的支出の分でございますが、職員が4名、平成22年当時おりました、平成23年度に、その4名のうち2名が入れかわっております。その分で人件費に増額が生じたものでございます。

それと、資本的支出の部分についても、これは平成22年度で職員が2名おりました。それが平成23年度の異動によりまして1名になり、その職員1名の部分につきましては現在、臨時職員に入れかわっております。

鍛冶委員長 ほかに質問ありますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 討論がないようなので採決を行います。

議案第84号「平成23年度岬町水道事業会計補正予算(第1次)」の件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

鍛冶委員長 満場一致です。

よって、議案第84号は、本委員会において可決されました。

議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鍛冶委員長 では、質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 質疑がないようですので、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

鍛冶委員長 続いて、採決を行います。

議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

鍛冶委員長 満場一致でございます。

よって、議案第89号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案4件についてはすべて議了いたしました。

本日の審議、経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで事業委員会を閉会いたします。

(午前10時32分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年12月13日

岬町議会

委 員 長 鍛 冶 末 雄